

大和市条例第9号

大和市建築基準条例の一部を改正する条例

大和市建築基準条例(平成12年大和市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第10条中「政令第115条の2の2第1項第1号の基準に適合する準耐火構造」を「1時間準耐火構造(1時間準耐火基準に適合する準耐火構造をいう。以下同じ。)」に改める。

第16条第1項中「政令第115条の2の2第1項の基準に適合する準耐火構造」を「1時間準耐火構造」に改める。

第18条第1項中「政令第115条の2の2第1項第1号の基準に適合する準耐火構造」を「1時間準耐火構造」に改める。

第41条及び第43条第1号中「政令第115条の2の2第1項第1号の基準に適合する準耐火構造」及び「同号の基準に適合する準耐火構造」を「1時間準耐火構造」に改める。

第48条第2号中「(同号(3)を除く。)」を削る。

別表第1号(3)の項を削り、同表第5号中「第7条の6第1項第1号」の次に「又は第2号」を加え、「建築物の仮使用承認申請手数料」を「認定申請手数料」に改め、同表第6号(3)の項を削り、同表第7号中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表第8号中「第18条第14項」を「第18条第16項」に、「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同表第9号中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同表第10号中「第18条第22項第1号」を「第18条第24項第1号又は第2号」に、「仮使用承認申請手数料」を「認定申請手数料」に改め、同表第52号及び第54号中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。

(大和市手数料条例の一部改正)

2 大和市手数料条例(昭和26年大和町条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表第2号及び第4号並びに同表都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表第2号及び第4号中「(1) 構造計算適合性判定を必要としない建築物である場合」を削り、これらの規定中(2)の項を削る。